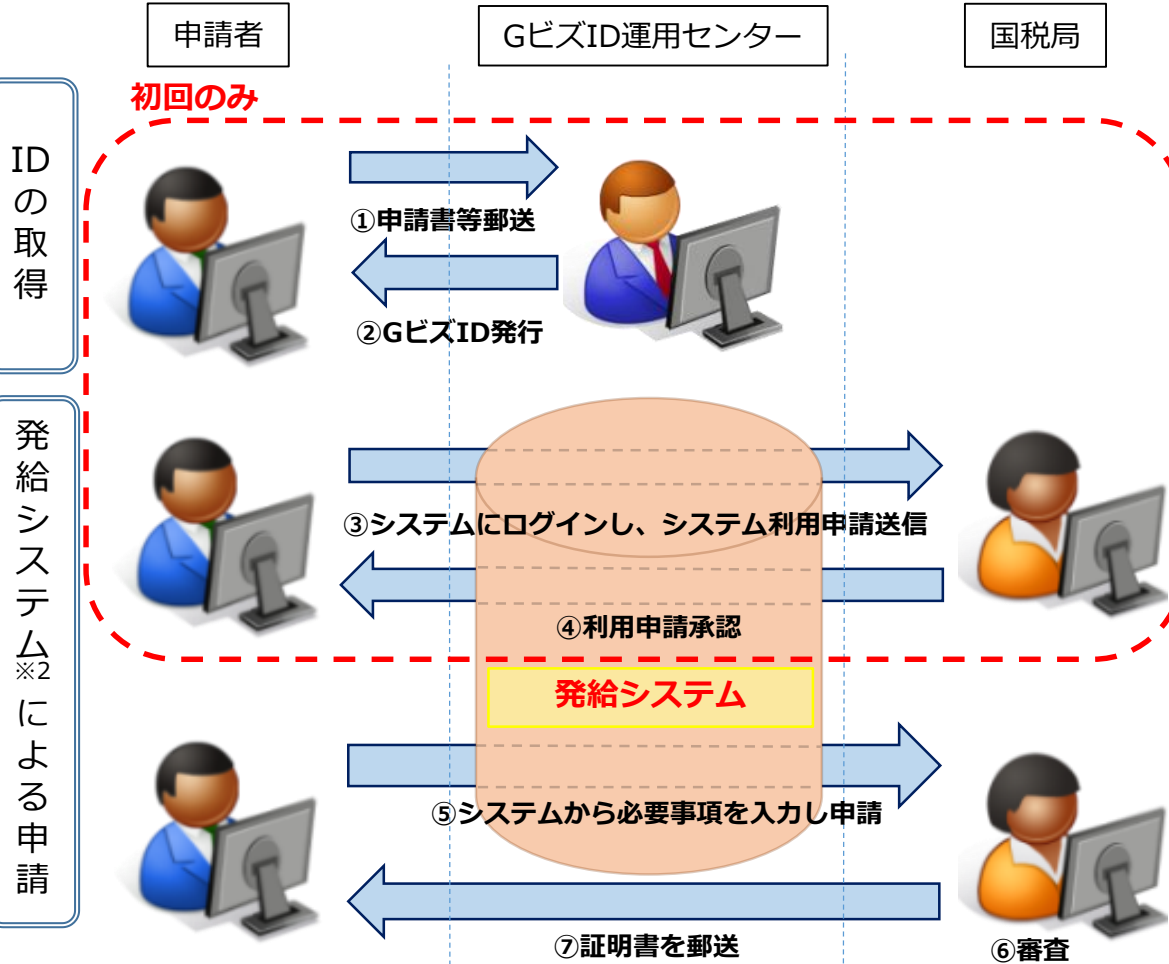


輸出証明書発給システムを利用した申請について

酒類に関する輸出証明書の発行申請は、令和3年4月1日より、原則として輸出証明書発給システムを利用してインターネットにより行うこととなりました。

(例：中国向け製造地証明書※1の申請の場合)



システムの利用開始に当たって

事前に、GビズIDを取得する必要があります。GビズIDの具体的な取得方法については、**GビズIDホームページ** (<https://gbiz-id.go.jp/top/>) をご覧ください。

GビズIDとは

GビズIDとは、法人（個人事業主含む）のための「共通認証システム」です。1つのID・パスワードで、様々な行政サービスを利用することができます。利用可能な行政サービスは**GビズIDで利用できる行政サービス一覧** (https://gbiz-id.go.jp/top/service_list/service_list.html) をご覧ください。利用可能な行政サービスは年々広がっています。

システム利用時の注意点

GビズIDは、申請書類が到着した後、原則として**2週間以内に発行**されますので、余裕を持った申請をお願いします。

※1 韓国、ロシアが求めている輸出用酒類の放射能分析のための試料の酒類総合研究所への送付方法については、従来と変更はありません。

※2 輸出証明書発給システムURL (<https://x-shinsei.maff.go.jp/exportweb/>)